

全日本学生自動車連盟規約

全日本学生自動車連盟

本部 東京都江東区森下1-15-7

TEL・FAX 03-3634-9197

全日本学生自動車連盟規約

第1章 総則

第1条 この連盟は、全日本学生自動車連盟(以下当連盟)と称する。

第2条 当連盟は、全国大学自動車部により結成され、本部を東京に置き、関東支部、中部支部、関西支部、中四国支部、九州支部の5支部を置く。

本部事務所 東京都江東区森下1-15-7

第3条 当連盟は、学生スポーツの本旨に基づき、健全なモータースポーツを通して相互の親睦、人格の陶冶、整備技術の研究、運転マナーの向上啓発を図り、自動車文化に貢献することを目的とする。

第4条 本部は、共通項目の審議と運営及び各支部間の連絡と調整を図る。

第5条 当連盟各支部は、第3条を基本方針として自主的に運営を行う。

第2章 事業

第6条 当連盟は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 各種モータースポーツの全日本学生選手権大会
 - (1) 全日本学生自動車運転競技選手権大会
 - (2) 全日本学生ジムカーナ選手権大会
 - (3) 全日本学生ダートトライアル選手権大会
 - (4) その他、目的達成に必要な競技及び運営
- 2 整備技術の向上及びモータースポーツの総合研究
- 3 災害時における救援物資の輸送協力とボランティア活動
- 4 交通道德の啓発及び交通に関する環境問題の研究
- 5 自動車の改良発展に寄与する研究、その他当連盟の目的達成に必要とする事業

第3章 組織

第7条 当連盟は、全国の大学自動車部で組織され、第1章第2条により本部及び5支部より構成され、加盟大学は何れかの支部に所属し、原則として1支部に1大学1自動車部とする。

第8条 当連盟の加盟校となるには、準加盟校として1年以上の支部活動を経た後、支部長の推薦と総会の承認を得なければならない。

第9条 当連盟主催の競技への参加資格は、当該競技の支部大会を経るか、それに準ずる経緯を経た加盟校に参加資格が与えられる。

第10条 加盟校は、総会において議決権を有する。

第4章 役員

第11条 当連盟は、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	5名 各支部支部長

理事	16名	各支部より選出
監事	2名	各支部より選出
常任委員長(学生)	1名	関東支部委員長(原則として)
副委員長	(学生) 4名	中部・関西・中四国・九州支部委員長
常任委員	(学生) 20名	各支部より4名選出
名誉顧問	若干名	
顧問	若干名	

【各支部選出理事枠数】

関東支部	6名
中部支部	2名
関西支部	4名
中四国支部	2名
九州支部	2名

第12条 役員を選考方法

- 1 正副会長は、理事会の推薦と総会の承認を得て決定する
- 2 理事は、各支部より推薦され、総会の承認を得て決定する
- 3 監事は、各支部より推薦され、総会の承認を得て決定する
推薦者が多数の場合は理事会で選出し、総会の承認を得る
- 4 常任委員長及び常任副委員長は、常任委員より選出し総会の承認を得て決定する
- 5 常任委員は、各支部より選出し総会の承認を得て決定する
- 6 名誉顧問及び顧問は、理事会の推薦と承認により決定する

第13条 役員の職務

- 1 会長は、当連盟を代表する
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する
- 3 理事は、理事会においておのおの所定の職務を行う
- 4 監事は、資産及び会計の監査を行う
- 5 常任委員長は、常任委員会を組織し、事務及び事業の管理運営を行う
- 6 名誉顧問及び顧問は、本会の運営に関し、理事会の要請に応じて諮問に
応えるものとする。

第14条 役員の任期

- 1 会長及び副会長の任期は、4年とし重任は妨げない
- 2 理事及び監事の任期は、4年とし重任は妨げない
- 3 名誉顧問及び顧問の任期は、4年とし再任は妨げない
- 4 役員が職務に支障をきたす場合は、上記1、2に定める任期に関わらず
その任を解くことができる。

第5章 会議

第15条 当連盟の会議は、総会、理事会、常任委員会とする。

第16条 総会は、毎年1回行い、会長が召集する。

- 1 総会は、会長、副会長、理事、監事、常任委員、加盟校によって構成される
- 2 会長が必要と認めたときには、臨時に総会を召集することができる

第17条 理事会は、必要に応じて会長が召集する。

- 1 理事会は、会長、副会長、理事、監事、常任委員長、副委員長によって構成される
- 2 理事会の議案は、出席者の過半数の承認により決定する

第18条 常任委員会は、委員長が召集し、当連盟の運営に関する事項を審議し決定する。

第6章 議案の議決及び会議の成立

第19条 総会では、理事会に託した議案を除いて、すべての議案を決定することができる。

第20条 理事会では、次の事項を審議し決定する。但しこの決定事項は次の総会において承認されなければならない。

- 1 正副会長の推薦及び解任の総会への提案
- 2 名誉顧問及び顧問の推薦及び解任
- 3 規約の改正及び変更
- 4 競技規則の改正及び変更の決定と承認
- 5 第6条の事業計画の変更の決定と承認
- 6 会長が必要と認めた事項
- 7 その他

第21条 常任委員会では、次の事項を審議し決定する。

- 1 事業計画及び収支予算の作成
- 2 事業報告及び収支決算報告書の作成
- 3 運営細則と競技規則の改正と変更
- 4 常任委員長が必要と認めた事項
- 5 その他

第22条 会議は、総会及び理事会においては会長が、常任委員会においては常任委員長が議長を務める。

第23条 すべての会議は、会議構成員の過半数の出席をもって成立する。書面(委任状)により、または議長に承認された代理人の出席者も出席者の数に算入する。

第7章 加盟校の権利と義務

第24条 すべての加盟校は、総会において1校1票の権利を平等に所有し、いかなる理由においても差別をされない。

第25条 すべての加盟校は、当連盟主催の行事に参加する権利及び義務を有し、また当連盟が参加する行事もこれに準ずる。

第26条 すべての加盟校は、当連盟の規則を遵守する義務を負う。

第8章 当連盟の経費及び会計

第27条 当連盟の事業年度は、12月1日から翌年11月30日迄とする。

第28条 連盟の経費は、加盟校負担金、競技参加費、寄付金、その他の収入をもってこれを充てる。加盟校負担金は細則によって定める。

第29条 会計は、常任委員の会計委員が行い、毎年1回総会において会計報告を行う。

第9章 支部規約及び競技規則

第30条 各支部は、当規約を基本として、支部規約を設けることとする。

第31条 競技規則は、各競技においてそれぞれ設け、各支部共通でなければならない。

昭和27年 5月制定

昭和35年 5月改定

昭和39年11月改定

昭和51年11月改定

平成 8年 8月改定

平成14年 9月改定

平成15年11月改定

平成19年 2月改定

全日本学生自動車連盟年間総合表彰規程

制 定 平成 8 年 8 月 4 日

最近改正 平成 17 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、全日本学生自動車連盟年間総合表彰について必要な事項を定める。

(表彰)

第 2 条 表彰は、次のとおりとする。

- (1) 男子団体 1 位 2 位 3 位 4 位 5 位 6 位
- (2) 女子団体 1 位 2 位 3 位 4 位
- (3) 男子個人 1 位 2 位 3 位 4 位 5 位
- (4) 女子個人 1 位 2 位 3 位

2 団体 1 位には、全日本学生自動車連盟年間総合杯（略称：全日総合杯）を授与する。

(順位)

第 3 条 順位の決定は、点数制により、全日本学生運転競技選手権大会、全日本学生ジムカーナ選手権大会及び全日本学生ダートトライアル選手権大会の 3 種目合計獲得点数の多い順とする。

2 2 種目以下の出場大学については、3 種目出場大学の順位に続いて獲得点数の多い順とする。

3 同点数の場合は、各種目の点数を 2 乗し、その合計点数の多い方を上位とする。

4 前項による合計点数が同点の場合は、同順位とする。

5 各種目の順位による点数表は、別（別表 1）に定める。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 8 年 11 月 23 日から施行する。

この規定は、平成 10 年 8 月 8 日から施行する。

この規定は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

(別表 1)

順位	点数	順位	点数	順位	点数	順位	点数
1位	100	11位	41	21位	19	31位	9
2位	85	12位	38	22位	18	32位	8
3位	75	13位	35	23位	17	33位	7
4位	70	14位	32	24位	16	34位	6
5位	65	15位	30	25位	15	35位	5
6位	60	16位	28	26位	14	36位	4
7位	55	17位	26	27位	13	37位	3
8位	50	18位	24	28位	12	38位	2
9位	47	19位	22	29位	11	39位	1
10位	44	20位	20	30位	10	40位	0

全日本学生自動車連盟加盟校負担金に関する細則

2003年 8月24日制定

2003年11月24日発効

第1条 各支部は、支部加盟校1校につき1万円（年額）の加盟校負担金を、毎年7月1日までに連盟本部へ納付することとする。各支部は、連盟本部への加盟校負担金の徴収方法を別途定めることとする。

以上